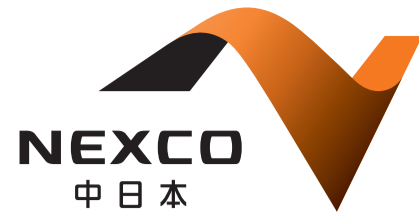
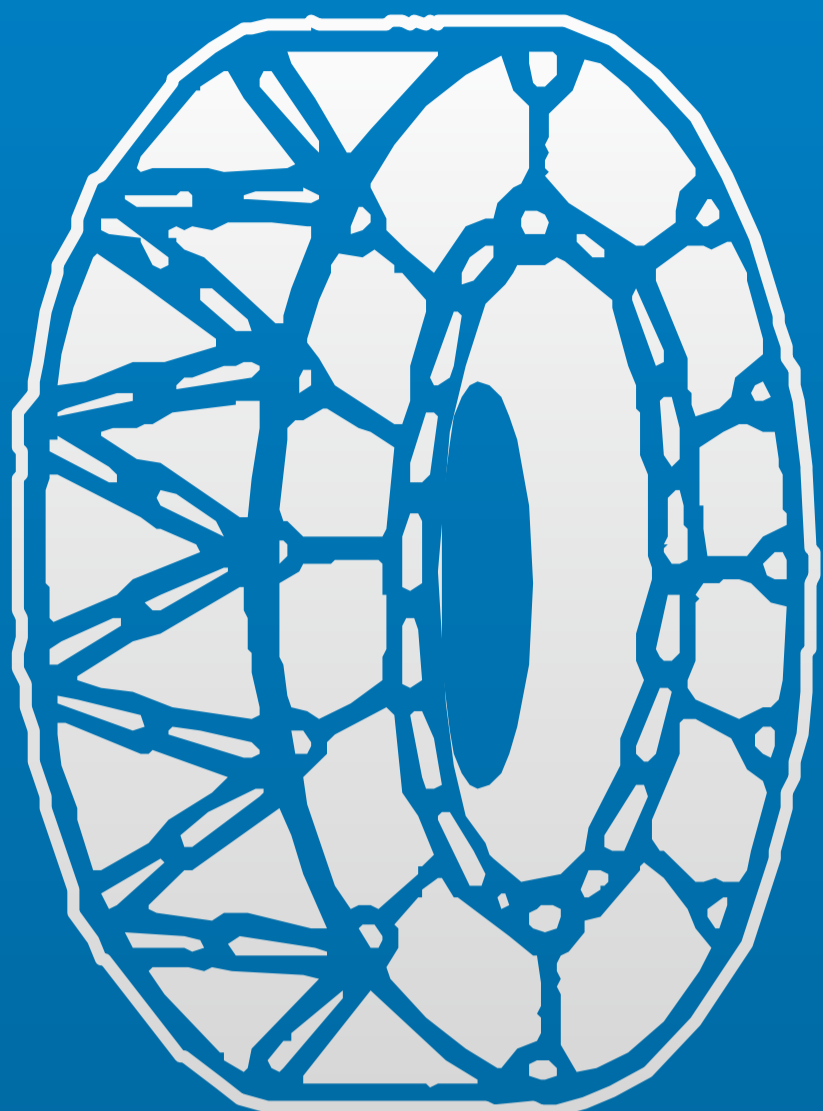


異例の
大雪時

区間を限定して「チェーン規制」を実施します



チェーン規制では チェーンを装着しないと 通行できません。



省令※の改正に伴い「チェーン規制」時のチェーン装着が義務化されました。チェーン規制実施区間では、スタッドレスタイヤなどの冬用タイヤでもタイヤチェーンを装着しないと通行することができません。

※2018年12月14日に、道路法に基づく「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」が改正されました。



高速道路の
チェーン規制
適用区間
[NEXCO中日本管内]
(令和元年10月時点)

①	中央道	須玉IC～長坂IC
②	中央道	飯田山本IC～園原IC
③	北陸道	丸岡IC～加賀IC
④	北陸道	木之本IC～今庄IC



チェーン規制の区間であることを表す標識



チェーン規制の区間を案内する情報板



NEXCO中日本が管理する道路で
チェーン規制を実施する可能性がある区間

※国道・一般道については、国土交通省のウェブサイト、東日本・西日本については、各社のウェブサイトをご確認ください。

タイヤチェックを
行う場合があります



冬道を安全に走行していただくために、インターチェンジやサービスエリアで、冬用タイヤの装着やチェーン装着のチェックを行う場合があります。誘導に従っていただくよう、ご協力をお願いします。



くわしくは、NEXCO中日本公式Webサイトをご覧ください。

NEXCO中日本

検索